

調整指数（児童本人及び世帯の状況による）

(1) 学年

1年生	+4
2年生	+2
3年生	+1
4年生以上	0

(2) 障害のある児童

特別支援学校又は特別支援学級（固定学級）に在籍している児童 又は身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童	+3
--	----

(3) 世帯の状況等

ひとり親世帯又は両親不在 ・「ひとり親世帯」とは、別居して既に生計を異にしている世帯を含みますが、どちらかの親が単に単身赴任のため同居していない場合を含みません。 ・「両親不在」とは、当該児童が両親と生活を共にしておらず、親以外の保護者養育されている状態を指します。 ※公募により確認することに同意する場合は学童保育事業利用申請書の口に✓してください。 ✓のない場合は、戸籍謄本の写し（離婚調停中の場合は、事件係属証明書等）の提出が必要です。	+3
単身赴任 勤務証明書に勤務地、赴任期間の記載が必要です。	+2
通年で、毎月長期出張（1か月15日以上）がある場合 直近1年間の実績表（毎月の長期出張が確認できるもの）が必要です。	+1
就労等していない在宅の同居親族 利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母がいる 勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類を提出すれば、調整指数のマイナスの対象にはなりません。	-2
就労等していない親族 利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母が同一敷地内または自宅周辺にいる ・同一敷地内とは、「同じ住所地」又は「同一の集合住宅内」にそれぞれ居住する場合。 ・自宅周辺とは、地図上で半径200メートルの範囲。 ・勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類を提出すれば、調整指数のマイナスの対象にはなりません。	-1

(4) 区立小学校通学区域と希望する学童保育クラブの関係

教育委員会が定めた区立小学校の通学区域（調整区域を含む）に対応する学童保育クラブ以外を希望する場合 ＊児童が現在住んでいる住所の学童保育クラブ区域外の学童保育クラブ（「IV. 学童保育クラブ一覧」（14-16頁）を参照してください。）を希望する場合は、右記のとおり調整します。	-1
--	----

(5) 児童の出席状況

児童が習い事等により、保育を必要とする日に定期的な欠席や早退をする場合、以下のような調整の対象になります。

(※定期的とは、各月 4 週の内、曜日に関係なく毎週 1 日以上を習い事等により欠席・早退する場合を指します。)

- ・在籍児童については、前年度(令和5年度)の利用実績(出席状況)も確認します。
- ・新規利用児童については、令和6年度の保育の必要な日、帰宅予定時刻などの利用予定(「学童保育事業利用申請書」裏面)を確認します。

欠席	週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は 週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席	-2
	週 4 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は 週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席 又は 週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 5 日の出席	-1
早退	定期的な習い事等で午後 4 時まで(午後 4 時を含む)に早帰りすることが週 1 回以上ある *1 週間の合計を加算しますので、週の中で、2 日ある場合は、 $-0.5 \times 2 \text{ 日} = -1 \text{ ポイント}$ となります。	-0.5

※学童保育クラブの開設時間は、学校登校日において午後 3 時から 6 時 15 分の時間帯をいうため、午後 3 時前(3 時を含まない)の早退については、欠席扱いとなります。